

会 議 録

会議の名称	第 4 回（仮称）小牧市中小企業振興基本条例検討委員会					
開催日時	平成 2 7 年 1 1 月 1 2 日（木） 午後 2 時～午後 4 時					
開催場所	会議室 1 - 1					
出席者及び欠席者	<p>【委員】</p> <p>○出席者 山北晴雄委員長（中部大学経営情報学部教授）、金田学委員（愛知県産業労働部）、磯村太郎委員（愛知中小企業家同友会）、村上直之委員（住友理工株式会社）、田中節直委員（小牧市発展会連絡協議会）、原田和幸委員（東春信用金庫）、神戸徹委員（小牧市地域活性化営業部）</p> <p>○欠席者 峯岸信哉副委員長（名古屋経済大学経済学部准教授）、柴田修司委員（中小企業基盤整備機構）、秦野利基委員（小牧商工会議所）、清水克友委員（三菱東京UFJ銀行）、</p> <p>【事務局】</p> <p>澤木次長、松浦課長、浅野係長</p>					
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	傍聴定員	3	傍聴人数	1
会議次第	<p>1 委員長あいさつ</p> <p>2 議事</p> <p>（1）第3回委員会の議事報告について</p> <p>（2）各委員からの意見交換</p> <p>①定義（案）について</p> <p>②関係機関の役割・範囲（案）について</p> <p>③市の施策の基本事項（案）について</p> <p>④条例（案）について</p> <p>⑤条例の名称について</p> <p>3 その他</p>					
問合せ先	小牧市役所 地域活性化営業部 商工振興課 商工労政係					
会議内容	別紙 1 参照					

全部記録 要点記録

会 議 内 容

1. 委員長あいさつ

こんにちは。今日はまたお忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。この検討委員会は第4回目を迎えまして、いよいよ大詰めでございます。こちらの議事の(2)にもございますように、今日は①の定義(案)、②の関係機関の役割(案)につきましては、字句の修正をしたものについてご確認をいただきたいと思います。それと③の市の施策の基本事項(案)につきましては、前回の第3回でご議論いただきました内容を踏まえて事務局の方で文章として条文化していただいておりますので、皆さんからご意見をいただければと思います。そして④の条例(案)は、ここでいわゆる素案のようなものが出来上がっておりますので、ご遺漏のないよう再度のご確認をお願いして、最後に⑤の条例の名称ということで、名称についてのご検討もあわせてしていただきたいというふうに思います。本日の議論で若干の修正があるにしても、ほぼ最終案ということで進めてまいりたいということでございますので、どうぞ活発な議論をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

2 (1) 第3回委員会の議事報告について

第3回の委員会の議事について、事務局より説明した。

2 (2) 各委員からの意見交換**① 定義(案)について**

定義(案)について、事務局より説明した。

定義(案)について、各委員からの意見交換を行った。

田中委員 内容ではないのですが、7番ですが、一番最後の「かっこ」がついているのですが、これは必要なのですかね。

事務局 すみません、それは必要ないです。申し訳ございません。

委員長 7番の4行目ですね、「う」と「。」のあいだに「かっこ」がついていますね。これは取っていただければと思います。用語の定義いかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、とりあえず定義のほうは置きまして、次の②関係機関の役割・範囲(案)ところに入っていきたいと思いますが、こちらのほう事務局のほうからご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

② 関係機関の役割・範囲(案)について

関係機関の役割・範囲(案)について、事務局より説明した。

支援機関の役割について、欠席である柴田委員より事前にご意見を承

っており、「専門性の高い・・・」という書き方であると支援機関が難しい問題しか取り扱わないとか、そのように受け止められてしまう場合があるかもしれないので、もう少し書き方を変更して欲しい旨のご意見についても紹介した。

関係機関の役割・範囲（案）について、各委員からの意見交換を行った。

磯村委員 2 中小企業者の責務の第4項のところですね、黒字になったところですけど、「中小企業者は、自らの経営力強化のため、商工会議所及び中小企業団体等との連携を図り、経営等に関わる情報収集に努めるとともに、中小企業相互の交流に努めるものとする。」というところなのですが、前回のいっそ加入にしてしまった方がいいのではないのかみたいな話も出て、秦野さんの方からそこまで強制力はないのではないかというご意見をいただいたのですが、むしろ秦野さんが商工会議所のほうで検討をしていただいたらですね、まあそもそも条例の意義というのは、中小企業支援機関の持つ機能を最大に生かすことで地域への貢献を図ることである。で、この機能を最大限にいかせない事業者は最初から本条例の対象者にはなれないというご意見をいただいているのですね。要は自分で情報収集をする方がこの条例の対象者というふうに考えるのであれば、入会というふうにしてもいいのではないか。しぼりを設けるのはよくないというのもあるのですが、最後に「努めるものとする」と書いてあるので、連携というのなんか言葉の使い方おかしいなと議論は秦野さんとしておりました、いろいろ考えたのですが、いっそ入会の方がいいのではないかという思いがあるのですが、いかがでしょうか。

委員長 2の中小企業者の責務の4番ですね、商工会議所との関係で、そうしますと商工会議所及び中小企業団体への入会を図ると。

磯村委員 「入会をし、経営等に関わる情報収集に努める」と。こんなふうにしてはどうだろうと。

委員長 そんな意見が出ましたけども、このへんについてはいかがでしょうか。事務局サイドとしては、ここはいろいろご検討いただいてこういう文言になったと思うのですが、いかがでしょうか。何か入会とうたっちゃうとまずいというようなところがあれば、そのへんの理由付けとかありましたらご意見を頂戴できればと思うのですが。

事務局 事務局側としましては、やはり入会というような形にしてしまうのは条例ですので、どうなのかなという考えはありまして。

ちょっと補足させていただきます。やはり条例自体が小規模基本法、中小企業基本法に基づいて成長発展を望む企業、そういったものを促進していくというのが重要だと考えております。そういった観点から考えますと、当然支援機関を活用することは小規模支援法の中でもございま

して重要なファクターだと考えますが、条文自体が入会を促進する条例ではなくて企業さん自体が自ら成長していただく、そのために経営力強化を図っていただくことが非常に重要なことだと考えております。自ら考えて行動していただくというところに基づきますと、やはり商工会議所さんあるいは中小企業団体さんと何らかの関わりをもっていただいて、孤立せずに情報を収集して努めていただくということが大事なことだと思いますので、あえてここで加入と言う定義づけをしなくても、先ほどご指摘のあった連携という言葉がいいかというところはあるかと思いますが、もう少し強い言葉も可能かとは思いますが、加入は条例の趣旨からして適切ではないかなと、私どもは考えております。

委員長 ありがとうございます。その他皆様はいかがでしょう。この商工会議所等中小企業団体との関わりですね。どういうように表現するのがよろしいかということなのですが。

村上委員 私も入会というところまではある程度強制化するの厳しいかなと思います。ただ、ここの経営等に関わる情報収集の手段として商工会議所に参加する等とか、ひとつの手段を示す表現でとどめておくということではどうかと思います。ひとつの情報収集の手段に参加する等と具体的な例示でとどめたらいいかなと思います。

委員長 これはどうなのでしょう市として、例示として加入、今のご意見の加入する等、という表現は特に問題ない？

事務局 そうですね、もし表現として加入という言葉を使うのであれば、申し訳ないですが「中小企業団体等より情報の収集に努める」等、加入を義務付けるような言い方ではなく、こういった団体から情報収集に努めましょうということで、今、この連携を図ると書いてありますが、「より経営に関わる情報収集に努める」という言い方に変えるということであれば、より強くなるのかなと思いますが、やはり具体的例示として、できれば加入という市が加入促進という言い方がおかしいですけど、そういう言い方は避けたいなと思います。

委員長 なるほど。ということなのですが。どうでしょう。

磯村委員 特にあとのほうの小規模企業者も同じようなことなのですが、情報収集すら情報が届いていないというのは一番の課題だと思うのですよね。市のほうもいろいろな施策を打っていただいているのですが、そもそもあることを知らないということが結構あって。俺は忙しくて一人で働いているのだから周りが見えない状態って結構多いと思うので、ちょっと具体例じゃないですけど、入るとちょっと世界が広がるよというのをメッセージとしてうたえたほうがいいのか。商工会議所も企業増えるし、みたいなどころはあるのかな。ずっと秦野さんが反対されていたのでどうなのかなと思っていたのですが、商工会議所さんのほうで揉んだところですね、むしろ入会の方がよかろうと。今日み

えていないのであれなのですけど、そういう話が出ていたのでどうなのかなと思ったのですけど、まあ市としては書きづらいですね。

事務局 私どもとしては目的をはっきりさせたいというところはありません。加入自体が振興に意味がないということではなくて、重要なことだと認識しております。ただこれは中小企業自ら考えていただいて成長していただくというところに重きを置くのであれば、情報を取っていただくというところに論点を置く方が私はいいのではないかなと思っております。

委員長 そのほかいかがでしょうか。加入、入会という言葉を使わず密接な関係を築いていくという言葉遣い出来るかどうかということなのですが。

田中委員 例えば、中小企業団体等を積極的に活用し、というような文言ではどうなのでしょう。

村上委員 活用ということだと自分から働きかけるというイメージになりますよね。加入というとなんか上のほうからみたい。主体が替わるような感じがしますので、いい言葉かなと思いましたが。

磯村委員 「中小企業団体等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努める。」こんなふうな言いぶりですかね。

委員長 それであれば特に問題は市としても文言上は問題はない？

事務局 中小企業さん主体的な表現にさせていただきましたので。

委員長 そうしますと「商工会議所及び中小企業団体等を積極的に活用し、経営等に関わる情報収集に努める」というような形で、修正していくということでしょうか。それでは、それ以外の役割範囲につきましてご意見いただければと思いますが。

磯村委員 中小企業者の実態の把握なののですけども、市の責務のところには中小企業者の実態把握をするというところがあって、もう一つは商工会議所のほうにも中小企業の実態を把握するというのがあるのですけど、このへんが両方に書いてあるとあとで、どこをどういうふうに把握するというすみ分けをするというか、役割分担をするかというか、一つ確認をしておいたほうがいいかなと思うのですけど。

委員長 まあいずれにしても、中小企業者の実態を把握しなければならないというのはあると思うのですけど、役割分担というのはある程度できているとは思っているのですけど、そのあたりはいかがでしょう。

事務局 私ども行政が実態を把握する場合、当然必要な施策を打つ場合に、施策の実施にあたっては、前段で書いてあります施策の実施にあたって実態を把握するという形になります。施策に対する実態を把握することでごさいます。また商工会議所さんのほうですね、商工会議所さんの実態の把握といいますのは前回も議論になった、第2回目だと思います、商工会議所さんの中小企業さんの実態を把握するなかで商工

会議所さんもそれを把握して業務にあたるのが大事ですよ、というご意見を頂いております。そこを反映して条文に入れているということでございます。もともと商工会議所さんというのは小規模基本法・小規模支援法で当然支援をしていく機関として位置づけられておまして、実態を把握していくのは責務の一つと考えております。こういったことは責務というより、商工会議所さんはもう少し幅の広い実態の把握に努められる、私どもはそう考えております。

委員長 そうしますと、市の方は施策の実施に関わる実態ということでお話ありましたが、施策の策定のための実態把握というのは市ではやらずに、商工会議所さんでやられたものを元に。

事務局 そういうことではなく、施策を打つ場合に、いろいろな機関さんが実態を把握されていらっしゃる。雇用であったりあるいは支援であったりした場合には、愛知労働局さんですとか、ハローワークさんでも求人情報ですとかいろいろなものを把握されていらっしゃいます。こういった情報を集めながら私どもは施策の方向性を立てていきます。その柱を持ったなかで、それに対する本当の実態調査というものをアンケートなりそういった手段を使って照会をかけていく、把握に努めていくということでございます。ですので、現状目的なく実態を把握するのではなく、一定の方向性をもって実態を把握していくというのが一般的に行政の行う実態の把握ではないかと考えています。

金田委員 実態把握は両方やると思うのですよ。ただ手段が重複する場合にそれを避けなきゃならないということだと思っております。例えば、市と商工会議所が同じアンケートを出すとかそういうのは避ける必要ありますが、それぞれのチャンネル使って時期を分けて実態把握することは共にやらなきゃいけないことですので、条例の枠に入っていること自体は私は違和感ないのですけど。やるときに、同じようなことを同じような時期に同じような対象にやってもしょうがないものですから、そこは方法とか施策のすみ分けは必要だと思っておりますけど、実態把握をやらなきゃいけないことは共に間違いのないものですから。それはそれぞれ事業実施にあたって密接に連携を取っていただくということでもいいんじゃないかなと。

磯村委員 例えば、商工会議所の情報とかも市の方は把握にも努められるわけですよ。

事務局 はい、現状でも例えば、商工会議所さんがDI値みたいなものを持っていらっしゃいます。そういう情報はいただきながら私ども行政もやっておりますので、そういった情報交換みたいなことはやらせていただいております。

磯村委員 そういうので商工会議所のほうは全般的な定常的な把握ということがたぶん一番必要なことなのだろうな。実際、秦野さんはいない

ですけど僕が聞いていますので、そういう意味では。だぶってやるのが一番しょうもない話なので、お互い連携しながらやっていくのが必要なのかな。どっちも押し付け合いでお前がやれお前がやれとなるのは一番いかんことだと思っておりますけど、両方がちゃんとやっていくのが大事なのかな。

委員長 そのへんの市と商工会議所の実態把握のあり方というのですか、これは定期的に会議を開いて調整したりということは、従来からやっておられるのでしょうか。

事務局 会議という固い形ではやっておりませんが、当然担当課のなかで情報交換を常にしてしております。そういうなかで、ただいまこういった取り組みをやっておりますよ、そういう情報は当然情報交換をしております。

委員長 はい、わかりました。そのへんで方法等が重複しないように効率的に進めていただくということで、よろしいでしょうか。それではそのほかいかがでしょうか。

磯村委員 さっきいったご意見があって、ハードル高く感じるというところですね、支援機関の。これどうなのでしょうね。役割分担が細かくなったからいいのかなという気もするのですが。これどうなのでしょう。

委員長 先ほどご説明いただいたときにコメントございましたけども、これはこういった言葉を使わないでといったことも議論をされて最終的にここに落ち着いたということでしょうか。この専門性の高い支援という用語なのですが。

事務局 この用語自体は、先ほど紹介のありました中小企業経営力強化支援法に書いてある言葉でございます。中小企業経営力強化支援法のなかの考え方でございます。そこでは多様化複雑化する経営課題に対して今の支援機関ですね、事業計画の策定等の支援を通じてということですが、そこでも専門性が高いという表現がなされておりますので、こういった形で条文を作らせていただきました。ご意見があったのは、高いところだけを記入すると、もう少し幅の狭い形に捉えられてしまうので、そこだけではどうかなというところで、専門性が高いというのを取れたらというご意見であったと聞いております。ただ、どちらかといえば認定支援機関さんの役割としては、事業計画の策定というのが大きなものでございますので、この専門性が高いというのは残しておきたいなと私も考えております。ここでここだけを強調するという形になりますので、幅が狭くなるというご意見であればですね、例えば「専門性の高い支援など幅広い支援を通じ」ですとか、もう少し後ろで広げていく方法も考えられないではないかなと思っております。

委員長 はい、ありがとうございます。確かに専門性が高いと書いた

からといって支援の幅が狭まるという風には。

金田委員 違和感ないですけどね、私は。認定支援機関、普通と違う専門性ですから。専門性の高い支援をするのであって。別段違和感ないですけど。

委員長 じゃあ、これは特に幅を狭めるわけではないということですので、私もそういうふうに捉えましたが、よろしいですか。はい。じゃあそれ以外の役割、何かお気づきの点ございましたら。

この商工会議所の責務のなかで、一行目の中小企業者の経営の発達という言葉なのですが、これは中小企業庁の経営発達支援計画みたいのをある程度意識されてこの発達という言葉が使われたのですね。文章としてはちょっと違和感あるかもしれませんが。わかりました。その他、いかがでしょうか。よろしいですか、はい。そうしましたら関係機関の役割範囲につきましては一旦ここでおきまして、続きまして③市の施策の基本事項（案）についてということで、ご説明をいただければと思います。事務局よろしくをお願いします。

③ 市の施策の基本事項（案）について

市の施策の基本事項（案）について、事務局より説明した。

市の施策の基本事項（案）について、各委員からの意見交換を行った。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは市の施策の基本事項ということで、前回皆様方からご意見いただいたことを条文化していただきました。これにつきまして皆さんからご質問ご意見等頂戴できればと思います。よろしくをお願いします。

金田委員 二つ教えてください。まず事業承継みたいなものはどこで読めますかね。というのが一点、それともう一点、これ、うちの条例でもちょっと難しかったのですが、2番の新事業展開の促進の（1）のですね、中小企業者の創業、新事業への進出というのがあるのですが、中小企業者のいわゆる第二創業と新事業への進出とどう違うのかなというのと、中小企業になる前の人の創業支援は対象にしているのですか、それだけ教えてください。別に書いてなくてもいいのですが、特に最近話題になるのです。どういう考え方かだけ教えてください。

事務局 おっしゃるとおり、事業所にとって非常に重要な課題と考えております。前回第3回のなかでも事業承継のことも必要ではないのかというご意見も頂いております。その折にお答えさせて頂いたのは、経営安定化のなかで見ていくのだろうというふうに考えております。ただ、具体的にやはり事業承継は施策として非常に難しい施策でございます。それを明文化しながらここにこうですよという形で入れていくには、具体的な施策が今のところ見えていないというのが課題であろうと考えております。そういったところから、直接的な明言は避けている状況で

ざいます。

それから第二創業と新事業展開がどう違うのかというご意見です。第二創業は現事業と違う分野に対する事業を展開していくというのが第二創業、会社を起こされたり社内ベンチャーを起こされたり、そういった第二創業をやられる機会が非常に多く見受けられます。それと新事業展開がどう違うのかと申しますと、私ども新事業展開は少し幅広く捉えております。例えば、自動車という分野でエンジンという部分を展開しておったのに、もう少し自動車のなかでも違う分野に手をつけていこうとか、販路自体を国内だけだったものがもう少し広げていこうと、いろいろな新事業展開の汲み取り方があろう、多様であらうと思います。その大きな一つが第二創業であるというふうに考えております。ですので、新事業展開のなかに第二創業が入っているというイメージで私どもは考えております。それから創業に関することですが、今の2番の新事業展開の促進の第1号のところは中小企業者の創業、新事業への進出ということで、創業もこの中でやっていきたいと思いますということで、一応、文章のなかには明記をさせていただいております。

委員長 ありがとうございます。事業承継については特に明文化は避けただけ、経営の安定のなかで読み込んでいこうということですね。2点目の第二創業と新事業展開については、新事業展開を幅広く意味合いとして捉えて、第二創業はそのなかに含めて考える、創業についても同様に考えるとお答えいただきましたけど、今のご回答についていかがでしょうか。

磯村委員 事業承継に関しては、やる施策は確かに難しいとは思いますが、廃業率の方が高いですよ、創業率より。で、中小企業の振興をやるにあたっては、継続とかそういうのが一番キーになってくる気がするのですよね。で、この安定化のところはひとつ何がしかの文字を入れておくというのは、僕らも気にするでしょうし、それを受けてのアイデアとかもこれから出していきやすくなるような気がするのですけど。

事務局 事業承継自体は後継者、事業を受け継ぐ方の発掘とかそういったものだと思います。そういったものについては、経営資源の一つであらうと私どもは考えております。

経営資源というのはいろいろな設備とか人であったり、全てが経営資源。ここでその前にも設備投資ですとか資金ですとかいろいろな言葉を入れていたのですが、やはりベースとしていろいろな言葉を入れていくのはよくないなということで、経営資源を強化するという一つの言葉にまとめさせていただいております。

金田委員 パブコメとかやると必ず言われますよ。県の事例で申し上げるのですけど、うちも同じようなことがあったのですよ。事業承継なんか全くやっていないですよ、県は。だけど入れないわけにはいかないだ

ろうとのことで入れたのですが、その時言い訳にしたのが、国の委託事業で愛知県に愛知県事業承継センターというのを愛知県に1箇所ということで、国のお金貰って、名古屋商工会議所に置いているのですよ。これ愛知県のなか、誰でも使えるので小牧市さんの企業さんでも使えるのですよ。これ弁護士さんとか入れて税法上の問題だとかいろいろなことを相談乗ってくれるというあれですけど、あまり解決しないです本当は。でも重要なので書いていたのですが、さすがに条例に書いてあるし計画にも書かないといけないよねとやっていたら、来年度新規で、後継者養成塾みたいなのをやってみようかと。これ名古屋市さんがやっているのですけどね。名古屋市さんが商店街の後継者対策で、後継者養成塾という、要は上手く事業承継ができた継承者の方、譲った親と譲られた息子、譲った社長と譲られた社員みたいなのを連れてきてね、こんなふうのうちには事業承継やりましたよと紹介する塾をやっていて、結構好評だという話があったものですから、パクって来年から始めようかなと。だから磯村さんおっしゃったみたいに、書いてあるからなんとなく事業が出てくるというのがあるので、字として入れておいていいのではないかなという気がするのですけどね。で、いざ何やっているのだといわれたら、名古屋の承継センター行きますよと言ったとして、別に悪いことじゃないですよ。県なんか国の施策なのにあそこ行ってもらえばいいですよと言っていて、さすがに最近恥ずかしくなってきた、後継者育成の事業起こそうかなと話をしたのですけど。

事務局 本当に難しい課題なのですよ。我々も重要な課題であろうとは認識するのですけど、じゃあ具体的に何がやれるかというと非常にハードルが高いというか。

金田委員 県事業承継センターを紹介する。まずなんかイメージをしておくというのは結構大事かなと。商工会議所のなかの専門家派遣のなかにはないのですかね、事業承継の相談。

商工会議所にちょっと。で、市が商工会議所に補助金出してね。商工会議所にやってもらえば。

田中委員 逃げ道はどういうふうにも作れるので、文言としては入れておいたほうがいいのではないかな。資源のなかにあるよと言われても絶対忘れますよ。ここで聞いている人間は覚えているかもしれないけど。

磯村委員 中小企業の継続とか、経営の安定化と継続とか、数を減らさないというようなそういうのはいると思うのですよね、安定化だけでなく。

事務局 じゃあ円滑化の後に、そういった中小企業の事業の継続みたいな形のものを。

金田委員 事業継続の支援でくくるというのはありかもしれないですね。承継とは言わずに。

事務局 少しそこらへんを考えさせていただいて、できるだけ早い時期に表現の仕方を考えさせていただきたいと思います。

委員長 では、事業承継を図っていくような施策を打つという意味合いをこめた文言をご検討いただいて、ということをお願いできればと思います。それ以外、はい、どうぞ。

磯村委員 3番の人材の育成及び確保の支援ですけど、小牧にはポリテクセンターがあるのではないですか。これは結構重要な地域の資源だと思うのですが。例えばこの文面だけ読むと、「新たな事業展開の促進を図るために中小企業を担う人材の育成及び確保並びに雇用の促進に努めるものとする。」と、手段があまり提示されていないのですが、例えば、そういうところと連携を取りながらとか、具体的に入れたらどうなのかなと。

ポリテクセンターとはどういう施設になるのですか？

金田委員 国の財団の施設で、訓練メニューをお金払って学びに行く。で、かなり高度な訓練メニューを受けられるということで、国が全国に10箇所、わりと広域の区域を対象としているのですが、非常にいいことをやっているところですが、そんな定数がたくさんあるわけじゃない。だけど、まあうちで言っているのは、愛知県高等技術専門校と思っています。ポリテクセンターは、実際企業に勤めている方がもっと高度な技術を身につけたいということで、企業さんがお金出して研修に通うということがどっちかというところが多いところです。重大な地域資源だと思います。

事務局 私どもも、昨年、技能五輪で一緒にさせていただきながらポリテクセンターさんにご縁を深めていろいろ共同で事業等をやらせていただいております。補助金の方もポリテクセンターさんの研修を行うと研修費の補助金を出します、ということもさせていただいております。そういうのがこの文章のもとなのですが、そういった具体的な手段、情報は、条例自体は理念条例でございますので、考え方を示すものと考えておりますので、ここの文書はこういう形で表現させていただいて、その手段というのは私どもで言えば、企業新展開プログラムのなかで先ほどの補助金のような具体的な施策をご提示して、と考えております。

磯村委員 もう1個あります、すいません。小規模企業者への配慮というところなのですが。これが今の条文だと2つあってポイントが、情報の提供など配慮に努めるものとなっているのですが、以前、県だと枠をわざわざ作ってやるというようなこともやられていると。

金田委員 施策ですね。条例に補助金の枠とか書けないので。施策を活用しやすくするということはやっていますが、うちも条文自体はさらっと。

磯村委員 商工会議所さんからもう1個ご意見いただいています、この条

文は、市の施策の最初の、経営の安定化の2番目のところにもってきたらどうかと。小規模企業者への配慮というところ。2を3に変えて、「市は工事の発注・・・」というこのへんは、文言の使い方なのですが、中小企業者と小規模企業者と定義を分けたのであれば、両方並列で書いたほうがいいのではないかと全体に向けた話が一つと小規模企業者への配慮というのを経営の安定化のなかに入れ込んだ方がいいのではないのか、というのをご意見としていただいています。

委員長 整理します。今6番目になっている小規模企業者への配慮、これを大きな項目の2番目に持ってきちゃうということですか、全体を。それはどういう意味でしょうか？

磯村委員 これは、経営の安定化というのを小規模企業者に関しては特に配慮するというのをここに入れ込むことで分かりやすくなるのではないかという話でした。

委員長 1番目に経営の安定化というのをうたっているんで、小規模企業者さんには特に配慮するのだよという意味で2番目に持ってきたらどうかというご意見。それともう一つが、1経営の安定化の第2項のなかでしたっけ、経営の安定化に関する条文が2つありますよね。で、このなかには？

磯村委員 このなかの、現状で行くと第2項のところの、「中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。」とありますよね。これを「中小企業者・小規模企業者の受注機会の確保に努めるものとする。」に変えた方がいいのではないかと。

委員長 これは小規模企業者も中小企業者に入っているんで、ということがあると思うのですが。

磯村委員 そうですね。これ僕も商工会議所さんのものを見ながら、今、見直していたのですが、ほとんど中小企業者になっているのですが、これ定義を分けた以上は並列で書いた方がいいのではないかとご意見をいただいています。

金田委員 中小企業者も定義して小規模企業者も定義したから、それぞれ書かなきゃいけないのではないかと。それは書き方ですけどね。定義は分けてはいますが、中小企業者のなかに小規模企業者はまるまる入っていますよという考え方と、わざわざ分けたのだから、中小企業者は「中小企業者（小規模企業者を除く）」という体にするものと。条例も最近二種類あるのですよ。あとで名前にも出てくるのですが、「中小企業・小規模企業振興条例」と書いた条例は、ここでいう中小企業のところに全部、中小企業・小規模企業に置き直すのです。逆に「中小企業振興条例」、県の条例みたいに「中小企業振興条例」にしたところは、中小企業と中小企業のなかに小規模企業を入れておいて、最後に一つだけ小規模企業者には特に配慮しなさいと書くのですね。どちらが良いかです。

委員長 じゃあ、今二つのご意見いただきましたけども、最初の6番をまるごと2番へということなのですが、これについていかがでしょうか事務局の方。

事務局 先ほどの2番目にも少し絡んでくるので2つのご説明をさせていただきたいと思います。定義のところに戻っていただきまして、中小企業者の定義ということで、条文が書いてあるものがあるかと思いますが。そのこの表の下段に条例の中小企業者の考え方を示させていただいております。ここで定義している中小企業者とは、小規模企業者を含む概念になっております。この条例で中小企業者という場合は小規模企業者を含んでいますが、特に小規模企業者に限定して言及する場合は小規模企業者という用語を用いておりますということで、先ほどご説明いただいたとおり、愛知県さんと同じような形で書かせていただいております。そういったなかで、小規模企業者さんを特に言及する必要がある場合として、先ほどの配慮の部分、ここを前に特出しで大項目で出しております。これが安定化のなかの話なのかということ、正直私もそうではないだろうなという気がしますので、この大項目に据えてあると。愛知県さんもこの大項目に据えてあるのですが、ここに規定をさせていただいたということですので、こちらの大項目で定義をさせていただいたほうがいいのではないかなとは思いますが。

委員長 ということ、6番目の場所に置いているというのは、単に経営安定化だけでなく2番目、新事業展開の促進、それ以下のことも含めて特に上記の部分について小規模企業者に配慮するのだよという意味合いでここに置いているという理解でよろしいでしょうか。

磯村委員 私はいいと思います。

委員長 それともう一点あった2番目の受注機会の確保ということでは、中小企業のなかに小規模企業者を含めているので、それは特段しなくていいということでしょうかね。中小企業者、特に小規模企業者と入れるかですかね。まあそのへんを含めてこの定義に従って当然小規模企業者も入っているというご理解で納得いただけるかどうかですが。

磯村委員 はい、そうですね。そうやって説明します。どうですかね。

田中委員 あえて必要はないような気がしますけどね。

委員長 では、この二つの点については(案)の通りで進めさせていただければと思いますが、そのほか市の施策の基本事項。

村上委員 2番の新事業展開の促進、下のほうの(2)のところの開発が二つ並んでいるのですが、ちょっとこれ意味が取りづらいなと思うのですが。二行目ですけど。

事務局 そうですね。開発の二個目は必要ないですね。申し訳ございません。大変失礼しました。研究、開発ならびにその成果といたします。

委員長 ありがとうございます。(2)ですね。新商品・新技術の研究、開発並びにということで。じゃあそのようにご修正お願いできればと思います。

市の施策の基本事項なのですが、他の点はいかがでしょうか。よろしくございますか。そうしましたらですね、そういった点も含めて、もう一度条例案のほうにあたってということで、ご説明をしていただいからもう一度ご確認いただきたいと思うのですが、そうしましたら続きまして、条例案につきまして、事務局の方からご説明をいただければと思います。

④条例(案)について

条例(案)について、事務局より説明した。

先ほどまでの説明のなかで、定義とか関係機関の役割とかを修正したことにより前文、目的、基本理念の語句の記述を合わせた形に修正したことについて説明した。また、前文、目的、基本理念、それら全てまとめて条文の形式にしたものについて説明した。

条例(案)について、各委員からの意見交換を行った。

委員長 はい。ありがとうございます。では、資料につきましては一つが前文(案)について、もう一つが目的基本理念(案)について、それと中小企業振興基本条例(案)、それと(仮称)小牧中小企業振興基本条例の条例構成、この四つの資料につきまして、前回の議論を含めまして修正等された部分が太文字ないし線で消してある部分がございます。こういった点もう一度ご確認いただいご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

磯村委員 持ち帰って勉強会でいろいろと議論した結果、ひとつちよつとこどうかなという意見が出たので、それを提起したいと思います。

前文の後ろから二段落目、「そして、中小企業は、引き続き、地域社会の形成、発展と雇用、女性の社会参画を支え・・・」というところなのですが、これなんかいきなり女性だけが出てきて、社会参画を支えるのはもちろん中小企業の大事な役割なのですが、女性だけじゃなくて高齢者はどうなのだとか、障害者はどうなのだとか、外国人はどうなのだというところが意見として出てきました。ここの部分は例えば、多様な人材の社会参画とか、そういうふうに変えたほうが広がりを持っているのではないかという意見が出ました。いかがでしょうか。

委員長 前文(案)についてですね、下から二段落目のところ、女性の社会参画というところなのですが、ここはもう少し幅広い対象を入れたほうがいいのではないかというご意見いただきましたけども、いかがでしょうか。これは特に女性を入れた意味はあったのでしょうか。

原田委員 これ途中なかったですよ、女性が。で、女性を入れたほう

がはっきりするのではないかということで入れていただいたのですが、今、おっしゃるとおりそれだけじゃなくて、これはその方がいいと思います。

田中委員 雇用が今、多様化していますもんね。

委員長 そうでしたら、ここの部分は多様な人材の社会参画を支えというような形にご修正をいただければと思います。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。そうでしたら続きまして、⑤条例の名称のほうに入っていきたいと思いますが、事務局からご説明いただければと思います。よろしくをお願いします。

⑤条例の名称について

条例の名称について、事務局より説明した。

条例の名称について、各委員からの意見交換を行った。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、今、仮称というふうになっております中小企業振興基本条例の名称なのですが、皆様方からご意見頂戴できればと思っております。よろしくをお願いします。

磯村委員 あまり名称、実は気にしていなくてですね、シンプルに小牧市中小企業振興基本条例がいいのかなとは思っていたのですが、がんばる中小企業を応援する条例とか、市民の方に分かりやすいというのが一番いいのかなと感じがするので、大事なのかなと。あまり気にしていなかったのですが、結構気にした方がいいのかなという気がします。

委員長 この点いかがでしょうか。市民の方に分かりやすいような、と、ご意見いただきましたけど。

田中委員 あまり形式ばった名前よりも、今の話じゃないけれど、くだけた名前の方が内部まで確認するのかなという気はしないでもないですけど。硬く並んでいると絶対敬遠されがちですので。

委員長 そうですね。かといって、なかなか難しいですね。

金田委員 名前がくだけでも中身見たら一緒ですからね。市の条例の名称に対する並びみたいなものもありますよね。他の条例と並んだときの見栄えみたいな。

事務局 うちの条例はほとんど硬い条例ですね。漢字ばかりで。

田中委員 だったらそれでどうかな。

委員長 いかがでしょうか。

田中委員 特に市民が興味を示して内容を見たところで必要ないかもしれませんが、硬いままに必要な方が見れば。

委員長 そうでしたらこの硬いまま、硬いというか堅実にいきましょうか。

磯村委員 例えば、金融機関さんの立場で、PRする立場でどうですか。

原田委員 硬いなどは思いますけどね、自分にセンスがないものですか

らこれはというものは出てこないのですが、本当はもうちょっと人目を引くような何かがあったほうがインパクトがあると思うのですがね。じゃあ何なのと言われると困るのですがね。

磯村委員 ずっと僕ら勉強会、本当にこのまま小牧市中小企業振興基本条例について考える会でずっとやってきたので、なじみはあるのでそれがいいかなと個人的には思っているのですが。あとは他の委員の方の。

でも本当にずっとこれやってきて、感じるころは、条例を中小企業が得する条例とかではなくて、中小企業がよくなることとか、頑張る中小企業がよくなることかひいては市の活性化に繋がって、市民の生活にも繋がっていくのだというのは本当に感じるころなので、市民の方にも読んでほしい条例かなというふうに思います。なので、そういうのが一番、名前はともかく、市民の方に分かってもらえるような形になるといいなというふうには感じます。

委員長 中身をしっかりと読んでいただいて、理解を深めていただくということで、名前についてはこちらで行きましょうか。じゃあ、この場では名称につきましては、「小牧市中小企業振興基本条例」ということで進めていきたいとします。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。そうしますと最後になりますが、次第の三番、その他ということになりますが、これについて事務局のほうからご説明をお願いします。

3. その他

事務局より、次回の委員会では、条例の確定したものをお示しさせていただきたいことを説明した。また、次回の委員会開催予定について説明した。